

[事案 2024-311] 入院給付金支払請求

・令和7年10月27日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年2月から同年3月までの間、抑うつ気分と幻聴により入院したため、平成28年8月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したが、約款上の入院に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)自分には、1日15回程度、他人に対し、「蹴飛ばしてしまえ」「押ししてしまえ」などの他害を指示する幻聴がある。長くしつこい幻聴がつづく、幻聴とは分かっているにもかかわらず、実際に一度だけ他人を押し倒してしまったことがある。
- (2)自分は「押し倒してしまえ」という命令が幻聴だと理解できなくなり、実行してしまう場合を考え、入院して管理をしてもらう必要があった。自分の幻聴はやや重度と評価されており、医師による治療が必要であるという約款所定の入院の要件に該当する。
- (3)自宅にいと見張られている、いつも誰かに監視されていると強く感じ、薬を飲んで耐えていたが限界だと思い、医師と話し合い、任意入院を決めた。医師は、自分には入院環境での休息が必要と診断した。医師からは、入院しなくても薬を飲んで通院していれば良くなるとは言われなかった。
- (4)入院中は外出も外泊もしておらず、医師の管理下で治療に専念していた。入院により幻聴は減って、ストレスも軽減した。
- (5)自分の配偶者は統合失調症を患って複数回の措置入院をしている。配偶者の精神状態が悪いと、自分の精神状態も更に悪くなっていくため、自宅での治療は困難であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は過去の別の入院（以下「過去入院」）について、当社に給付金請求訴訟を提起して敗訴しており、過去入院と本入院とを比較しても、申立人の状態、治療内容等に大きな違いはない。
- (2)本入院において、申立人は付き添いなく入院し、初日から日常生活レベルも自立し、医師らから「落ち着いており、穏やかに会話できる」と評価され、行動範囲・面会・電話の制限を受けず、単独の外泊も可能とされていた。申立人に自殺リスクはなく、危険度もゼロと評価されていた。
- (3)本入院においては「幻覚」（幻聴）が「やや重度」と評価されているものの、本入院は過去入院と同じく希望入院であり、申立人は退院日を退院の20日以上前に決定し、実際に希望した日に退院した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者

の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。